

健康福祉常任委員会会議記録（概要）

令和2年5月13日（水）

開 会 （午後5時15分）

【議 事】

○議案第57号「所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の  
保育料等に関する条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

荒川委員

議案第55号資料の14ページ、事業概要調書の保育料日割計算事業（特定教育・保育施設等給付費負担金事業の一環）では、対象期間が登園自粛要請を発出した令和2年4月8日（水）から登園自粛要請終了日（未定）となっている。今回改正する条例の附則は公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用するとなっているが、適用日に差異が生じている理由を伺いたい。

小山保育幼稚園課長

条例の適用日を令和2年3月2日とした理由ですが、国が子ども・子育て支援法施行規則の一部改正を令和2年3月27日公布で行っており、その適用日が遡って令和2年3月2日とされたことから、条例の適用日を同日の令和2年3月2日としたものです。一方、保育料の日割り計算の対象とする期間としては、登園自粛要請を行った令和2年4月8日以降ということで予定しています。条例の適用日を3月2日とした効

果ですが、市民が市外の保育園等を利用している場合があり、市外の保育施設等において登園自粛要請が先行して行われている可能性もあることから、子ども・子育て支援法施行規則の適用日と同日にしたものです。

浅野委員

議案質疑の答弁で、今回の保育料の日割り計算は、その他の規則で定める事由に該当し、内閣総理大臣が認めたものということだったが、その他の規則で定める事由の中にそのような条文はあるのか。

小山保育幼稚園課長

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例施行規則の改正も同時に検討を進めており、その規則の中に、災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合という規定を置く予定としています。この規定に該当する場合として、今回の新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時休園等を対象にしていくこととしています。

**【質疑終結】**

**【意見】**なし

**【採決】**

議案第57号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

散 会 （午後5時20分）